

令和5年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和5年8月10日(金) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員	4番	田村静伸	委員
5番	福井章人	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	室山恵美	委員
8番	吉村年明	委員	9番	山下賢一	委員	10番	筏津純一	委員
11番	堀川理恵	委員	12番	數馬 豊	委員	13番	鐵本達夫	委員
14番	美田俊一	委員	15番	衣笠健一郎	委員	16番	松本幸男	委員
18番	原田明宏	委員	19番	早田博之	委員			

農地利用最適化推進委員

福井満寿美	委員	山脇賢治	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
秋山美香	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
山下洋一郎	委員						

4 欠席委員 (1人)
17番 河野正人 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第30号 地籍調査に係る地目変更の認定について

議案第31号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和5年度第5回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。4番 田村委員、5番 福井委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 河野委員がまだ見えておりませんが、その他の方は出席でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、くらし農業に関する相談会は相談がなかったようですので、その他の報告事項を事務局よりよろしくお願いします。

事務局 令和5年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり3件の申請がございまして、番号1及び番号3につきましては売買による所有権移転、番号2は贈与による所有権移転でこちらの方は親族関係等は特にないと聞いております。

続いて議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり1件の申請がございまして、申請内容につきましては〇〇地内における集合住宅の建築でございまして、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続でございます。

続いて議案第27号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案6ページのとおり4件の申請が出ております。

議案第28号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。議案の9ページから25ページのとおり47件の利用権設定の申し出がございます。

次に議案第29号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については、議案29ページから30ページのとおり2件の申請がございます。

議案第30号 地籍調査に係る地目変更の認定についてですが、議案32ページから43ページ記載の合計94筆の地目変更について照会があったものでございます。

議案第31号 農用地利用集積等促進計画については議案46ページから47ページ記載のとおり29件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案第25号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を行います。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時より当番委員であります原田委員、藤原委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 先程ありましたとおり、現場の方を確認させていただきました。問題ないということで報告をさせていただきます。以上です。

議長 ただ今、現地の調査の結果問題なしという報告がございました。それでは皆さんにお諮りいたします。ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第27号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして議案第27号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたしますが、本件につきましても先程と同じように現地の調査に行っておりますので、藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 4件ございます。1番につきましては6月にも確認しておりますけれども、これは写真判定で確認をさせていただきました。2番につきましては、現場の方を確認させていただきまして、問題はありませんでした。3番は写真の方で確認をさせていただいております。4番は現場を確認して、問題はありませんでした。以上4件とも問題はございません。

議長 はい、ただ今4件とも問題なしということで報告がございました。それでは皆さんにお諮りいたします。ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですのでただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第28号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

9ページ番号1番 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は、14番美田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(美田委員 退席)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。申請番号1番、○○の2筆、1, 298.01㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませ

んか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして9ページ番号2番及び10ページ番号3番は、15番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 9ページでございます。申請番号2番、〇〇〇の17筆、24, 983.99㎡の使用貸借の設定でございます。以下記載のとおりでその他10ページの番号3番で、合計いたしまして19筆、31, 240.99㎡の使用貸借及び賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今衣笠委員の案件につきまして、説明がございましたので質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたしまして、衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議 長 衣笠委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして24ページ番号43番は、秋山委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(秋山委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 24ページでございます。申請番号43番、〇〇の2筆、1,071㎡の使用貸借の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今秋山委員の案件につきまして、事務局より説明がございましたので質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、賛成多数により承認いたしますので、秋山委員の入場を求めます。

(秋山委員 入場・着席)

議 長 秋山委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続いて全体の説明を事務局よりお願いします。

事務局 9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は204,160㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、9ページから25ページまでの記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、26ページから27ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今議案第28号について事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 鐵本です。11ページの番号が4番、5番ですけど土地改良区のこの部分について相当額とはどの程度になるのでしょうか。それから25ページの47番も土地改良区賦課金相当額とありますので、その他39番もどの程度なのかちょっと教えてください。

議 長 改良区の賦課金は10アールあたりなんぼと決まっておりますので、その相当額を支払うということですね。

事務局 農業委員さんによりますと4,900円から5,000円ぐらいです。

- 議 長 久米ヶ原は灌水施設がありますので若干高いんです。スプリンクラーがついてますので。
- 1 6 番 天神野は4, 0 0 0円。
- 小谷推進委員 大嶋も一緒です、4, 0 0 0円。
- 1 3 番 この国府の分は。
- 事務局 4, 9 0 0円から5, 0 0 0円です。
- 議 長 よろしいですか、鐵本委員。
- 1 3 番 はい。
- 議 長 他にございませんか。はい、美田委員。
- 1 4 番 1 4 番 美田です。2 6 ページの〇〇〇〇〇〇〇の経営面積が書いてないけど、ええんかいな。
- 事務局 経営面積ですが、全部が今利用権設定の対象になって今回の議案に出ているので、終わってすべての面積がここに入ってくるようになります。議案にある分は引きますので、今はゼロになっているということです。
- 議 長 補足しますと、今までも例えば衣笠さんもここに経営面積約1 1 4, 0 0 0 m²載ってますけど、今日出た分はこの中から外してあるということです。それで承認を得て初めてここにまたプラスされるということです。常にそのようになっています。
- 1 4 番 新規ではないでしょう、これ。
- 事務局 継続です。
- 1 4 番 〇の場合は、当初からこれだけで新規がなかったっていうことですか。
- 議 長 ないです。よろしいですか、それでは議案第2 8号についてその他ございませんか。
- (なしの声)
- 議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
- (賛成者 挙手)
- 議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第29号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きます。議案第29号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について、先程と同じように現地の調査に行っておりますので藤原委員より報告をお願いいたします。

藤原推進委員 今回の遊休農地解消につきましては2ページにわたって出ておりますけれども、最初の29ページの報告をさせていただきます。29ページには2筆の申請がありますけれども、上の方ですね1, 829㎡これは結論から申しますと認定からは除外、該当しないということでございます。理由につきましては現地の方で協議いたしましたけれども、直近まで耕作されていた経過が見られます。そうした中で前の耕作者の方が整備するべきではないかというような意見が出まして、ここにつきましては除外ということでございます。2, 196㎡につきましては、立木等がありますので10アールあたり3万円とすることで意見をまとめさせていただきました。

続きます。30ページでございます。3筆ございますけれども、すべて10アールあたり3万円ということの評価をさせていただいたところでございます。報告は以上でございます。

議長 ただ今、藤原委員より現地の調査結果の報告がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 異議がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第29号につきましては承認とさせていただきます。

議案第30号 地籍調査に係る地目変更の認定について

議長 続きます。議案第30号 地籍調査に係る地目変更の認定についてでございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第30号 地籍調査に係る地目変更の認定について説明をさせていただきます。ご承知の方もいると思いますが、倉吉市では国土調査法に基づく地籍調査事業を調査地区を区切りながら順次進めてきております。

この度、平成24年度に実施された上井地区の地籍調査の調査結果のうち、登記簿上の地目が農地である土地の地目変更について、倉吉市長から農業委員会に意見照会があったものでございます。具体的な調査地区は上井町2丁目の全部と、上井並びに山根の一部でございます。地籍調査においては、原則として、土地の現状に合わせて地目を認定することとなっておりますが、登記簿上農地となっている土地の地目を変更する場合の取扱いとして、農業委員会の意見を求めることとなっているためでございます。

これまでも同様の意見照会があったわけですが、事務局職員が現地に赴き、

の他の案件について審議を行いますので、事務局説明をしてください。

事務局 はい、46ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、46ページの番号1番から47ページの番号29番まで、合計で29筆、30,828㎡の水田でございます。

促進計画を受ける者の農業経営の状況等は、49ページから51ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

議長 ただ今事務局より説明がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を行います。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終了いたします。

(6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局報告してください。

事務局 (1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について報告をさせていただきます。始めに2ページ目の(1)でございますが、鳥取県が実施する災害復旧工事に伴う一時転用でございます。届出地、転用期間等記載のとおりでございます。3ページ(2)につきましては倉吉市が実施する災害復旧工事に伴う一時転用でございます。届出地、転用期間等は記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 あっせん申し出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹。

事務局 はい、4ページのあっせん申し出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は2件ありました。1番目から説明させていただきますと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇〇さんで、〇〇の田、畑であります。相談内容は売買ということであります。記載していますが、耕作者へ相談者の意向を連絡して了承をいただいております。

5ページ、2番目は相談者が所有者の子である〇〇〇〇さんで、〇〇〇の畑であります。相談内容は使用貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 最初の〇〇の分ですが篠津委員、よろしいですか。

10番 はい。

議 長 よろしく申し上げます。続いて2番は〇〇〇、藤原委員。

藤原推進委員 田村委員と一緒に。

議 長 では田村委員と藤原委員でお願いいたします。
続きまして(3)農地パトロール出発式について。全体について説明してください。

事務局 はい、続きまして農地パトロールの出発式でございます。資料に沿いながら説明していきたいと思っています。

まず農地パトロールの出発式ですけれども、8月18日9時からこの会場です。本来なら後日通知文等を発送する予定にしておりますが、今回は日数がないため、通知文は緑の封筒に入れさせてもらってますのでご確認ください。昼食は事務局で準備します。通知文に、帽子は各自持参と記載しております。新しい委員さんには当日配布する予定にしておりますので、新しい委員さんは自分の帽子ではなくこの農業委員会の帽子でお願いいたします。腕章等も事務局で準備しますのでよろしくお願いします。

資料の方で6ページに農地パトロールの実施要領ということで記載しておりますので、かいつまみながら説明をさせていただきます。1番のねらいというところは各自でお読みいただければと思っております。5番の調査内容としましてはこれまで把握している農地の状況の変化を確認するとともに、その他の地域として目視によって新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨を図面等に記録して返却していただくという内容になります。

7ページは荒廃農地の定義ということで記載しておりますので、各自読んでいただければと思います。中段に荒廃農地の区分の判断ということで、令和2年度まではA分類で再生利用が可能な荒廃農地とB分類で再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。A分類の方は※印しておりますけれども作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業により営農を再開することが可能と判断する農地はA分類には該当しないということ、あとB分類は森林の様相を呈しているなど農地に復元しても継続して利用することができないと判断すればB分類となっております。これは令和2年度までの分類でございました。

それが8ページになりますが、令和3年度以降遊休農地の見直しについてということで記載しております。これまで農地法上の遊休農地の措置に基づく「利用状況調査」ということと、農村振興局で実施していた荒廃農地調査を併せて農地パトロールとして実施していたんですけれども、令和3年度から統合されたということになります。統合を整理した書類は9ページと10ページの表の方で記載しております。私がお話ししたいのは昨年同様にはなるんですけれどもA分類、B分類さきほど7ページのところで説明させてもらったんですけれども、変更になりましてA分類はこの8ページの2のところですね1号遊休農地スモールaと1号遊休農地スモールbの2つに分かれたということです。あとはB分類は再生利用が困難な農地というふうに呼び方が変わってきているということになります。

9ページになりますけれども、9と10ページは重複するところがあるのですけれども。9ページは令和2年度までの表と下の方が令和3年度からの表で、今説明した緑色になっている1号遊休農地スモールaと黄色になっている1号遊休農地スモールbに分かれていきますし、あとB分類は再生利用が困難な農地という表現に変わっているということになります。10ページも重複するんですけれども、ちょっと説明させてもらいます。令和2年までは荒廃農地調査ということで黄色いところがA分類となっているところが、右側の1号遊休農地aと1号遊休農地bと表現が変わってきている。B分類が再生利用が困難な農地という表現になっておりますことを、改めて表を付けながら説明させていただきました。

18日に農地パトロールを実施しますけれども、昨年同様に実施したいと思っておりますので、今説明したことを認識していただけていただければと思います。昨年の成果の方も当日配布しますけれども、A分類のスモールaとかスモールbとかを一筆一筆表記させてもらっていますので確認しながらまわっていただければと思っております。最後に11ページで実施体制ということで11班に分かれてそれぞれお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長

ただ今18日のパトロールにつきまして、ざっと説明がございました。今までされた方は分かると思いますが、新しい方は同じ班の中に経験者がおられますので一緒にまわってパトロールをしていただければと思っております。昼はこの場所で弁当を準備しておりますので、ここまで帰っていただくということでございます。

それから何年か同じ状態の荒廃農地がございます。それを今年はきちんと地主の住所、氏名出してもらって、できれば本人に通知を出したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。地区によって、他地区の方がこちらの地区に田んぼを持っているとかということがございますので、それはお互いの地区ごとにきちんと話し合いをして図面で割り出して、名前とか住所を出していただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。農地パトロールについて何かありますか、はい、松本委員。

16番

16番 松本です。なんで毎年この暑い時期にせないけんのかと思いつつ10年ぐらい経っちゃったんですけど。秋の終わりの気候のええときにしたら、状況も、稲刈りした後でええしと思うんですけども全国的に今ごろするようになってるんですよ。

議 長

はい。今の時期にするように決まっています。

16番

もし変えれたら、全国1番で倉吉が変えれたらまた1つのあれではないかなと思うんですけども。

議 長

10数年前になりますが、秋にそれぞれの地区で自由にやっってください、都合のええときにまわってくださいということで1回だけやったことがあるんです。私が会長になる前ですけど。ところがなかなかええ具合にできなかったということで、やっぱり日にちを決めて一斉にした方がいいじゃないかということでまたこういうやり方になったということです。

16番 時期をね。

事務局 実施する時期なんですけど、全国的に7月8月にやることとなっております。その後に利用調査とかそういった調査を速やかにするように変わってきているし、年間スケジュール的に3月まで国に提出する資料等を追いかけて随時やっているのがぎりぎりなんです。大変暑い時期であるんですけど、させてもらうしかないということで。

議長 今日皆さんにお配りしている農業委員会業務必携の26ページに農地パトロールのことも出ておりますので。多くの委員会で8月の農地パトロールを農地利用状況調査に位置づけて実施していく、ということになっておるようです。あと追っかけが間に合わんようになっちゃうし、パトロールして終わったらいいっていうものではないので、追跡調査がありますし。その他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、次は(4)農地利用最適化業務活動日誌について。事務局。

事務局 農地利用最適化業務活動日誌について、ということです。新しい委員さんには青いファイルを置かせてもらっておりますし、これまでの委員さんには同じように日誌の方を置かせてもらっております。今日改めて説明はしませんけれども新しい委員さんにお問い合わせがありまして、記入の仕方等について私の方と面接しながら個々に説明したいと思っておりますので、都合の良いときにこの書類を持参して来ていただくか、電話で日程調整して来ていただくかして、書き方の説明とこれまでの日誌に対する取組み内容の方も説明したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

この日誌の記入により国からの最適化交付金の算出の基礎となっており、活動実績に応じた報酬として5月に支払うこととなっております。今年も5月に確認していただいたと思ひます。日誌及びあっせん活動された記録の提出に基づいて金額をお支払いしておりますので、必ず書いていただけるようよろしくお願ひします。今月は8月に農地パトロールがありますので、活動日誌の方8月18日は1つ記入の方をよろしくお願ひします。ざっくり言うと毎月倉吉市では基本的に毎週月、木に農地を見回ったということで記録を書いてもらう。週に2回、月8回記録を書いてもらって提出していただくというふうにしております。以上です。

議長 今の見回りの件はわざわざ朝から行くとかではなく、何かの帰りにちょっと見てとかで結構ですので。あまり深く考えると書けなくなりますので。その他ありますか。

事務局 その他なんですけど、県内研修の参加についてのご案内ということで案内文章を今日配布させていただきました。当初9月1日ということだったんですが、諸事情により8月30日に決定をさせてもらいました。出欠席の方は8月18日までに報告をお願ひします。今回は日数が少ないので電話連絡でも構ひませ

んが報告をお願いします。あとは当日で結構ですので昼食もとるようにしておりますのでその4,000円を集金させていただきます。市のマイクロバス及び大きな乗用車の2台で行く予定で宮川町観光駐車場にバスが着きますので、出発は9時半でお願いします。視察先は事務局長から説明がありましたので、記載のとおりで私の方は説明は省略いたします。帰りは3時半に市役所の予定です。以上です。

議長 当初東部にしておったんですが、なかなか場所がなくて。西部の方で、伯耆町の農業委員会会長の農事組合法人のところに視察に行ってみたいということでここに決定させていただきました。

もう1件は11月の16、17日。これは県外研修がございまして、奈良県の方に県外視察に行くようにしておりますので、これも今から予定をしておいてください。1泊2日の県外研修です。まだ中身ははっきりしていませんが、今のところ農家レストランを視察して、大阪の難波に宿泊する予定です。参加は全員ということで、市の方から一部、バス代、宿泊代、日当等も出ますので。それから出席、欠席の人も含めて1万円を拠出していただきます。これは例年どおりでございましてよろしくをお願いします。その他ございませんか。はい、事務局。

事務局 この度委員になられました6名の方につきましては、机の上に全国農業新聞の申込書と見本を入れさせてもらっております。既に農業委員になっておられる方は全員購読されておりますので、ぜひともよろしくをお願いします。以上です。

議長 皆さんの方で他にありませんか。はい、美田委員。

14番 14番 美田です。パトロールの件なんですけどね、以前遊休農地で3万円とかもらって解消されてたところを今見ると草が生えちゃつとるという状況の地区があって、そういうのも出してええかいな。その3万円出して解消した後は何年まで追跡していくのか。

議長 3年っていう縛りがあります。

14番 なら3年経ったらもう挙げてもいいのか。

議長 挙げてもええわけではないけど、耕作をようしないか、投げたっていうこともあるよと。縛りは3年です。

16番 ええかいな。

議長 はい、松本委員。

16番 私というよりも、ちょっとお願いが普及所の所長の方からなんですけれどもブロッコリーの関係で、今大山ブロッコリーっていうのが当たったというか世間の注目が集まって。第2段として天神野が注目されて、これは1つは土壌が適していると、黒ボクなものです。再三にわたって普及所が来られるけど

も、要するに皆さんには情報提供をしていただきたいんです。太鼓叩くけどなんだか乗ってくる者が少ない、と。事業として取り上げたけどなかなか人がおらんでね。農業委員、推進委員が約30名おられるので、何とかその辺をPRしていただけんかということ。今日出た〇〇君は〇〇を辞めて今しよるけど、これが1つの成功例でどんどん指導してやりたいということですので、所長に成り代わって私の方からお願いさせてもらったということです。

議 長 ぜひとも普及所の方は、今日会って皆さんにお願いするべきじゃないですか。

16番 所長が今日来れないので。

議 長 普及所もしくは農林局の副局長が来て頼まないけんわ。

16番 いろんな改良区の理事長のところに行くよう言っておきましたから。

議 長 だけど、天神野に対してでしょう、作るのは。

16番 久米がええかなと思ったらあそこはスイカが。

議 長 そういうことがあれば事前に農業委員会に来て相談していただいて、協力をお願いしますということですね。

その他、何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。お疲れ様でした。

— 午後2時40分 閉 会 —